

## 東広島都市計画区域区分見直しに係る都市計画の案の再縦覧について

### 1 要旨・目的

東広島都市計画区域における区域区分の見直しに向けて、逆線引きを先行的に進める箇所及び新たに市街化区域に編入する箇所等について、令和6年12月に都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行ったところ、意見書の提出があり、当該意見を踏まえて案の変更を行ったことから、変更した案により再度縦覧を行う。

### 2 現状・背景

令和6年12月9日から23日の期間で都市計画の案を公衆の縦覧に供したところ、市街化区域に編入予定であった地区に関して、当該地区の地権者から意見書の提出があり、これを踏まえて当該地区を市街化区域に編入しないこととし、案の変更を行った。

なお、広島圏都市計画区域及び備後圏都市計画区域については、予定どおり、令和6年度末での都市計画変更告示に向けて、国との本協議を進めている。

### 3 案縦覧の概要

#### (1) 実施主体

広島県

#### (2) 実施期間及び場所

縦覧期間：令和7年4月14日（月）～4月28日（月）

（土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

縦覧場所：県及び東広島市の窓口（下表参照）

縦覧場所	所在地	電話番号
広島県土木建築局 都市計画課	広島市中区基町 10-52	082-513-4117
東広島市役所 都市計画課	東広島市西条栄町 8-29	082-420-0954

#### (3) 実施内容

東広島都市計画区域区分の見直しに係る都市計画の案を公衆の縦覧に供するとともに、案に対する意見書を受け付ける。

### 4 今後のスケジュール

7月に開催予定の広島県都市計画審議会への諮問・答申（意見書の提出があった場合は、当初縦覧時の意見書とあわせて、これらの意見書の要旨を審議会に提出）、国土交通大臣の同意を経て、令和7年9月頃に都市計画変更告示を行う。

### 5 その他

都市計画の案については、縦覧期間中に、県のホームページにも掲載し、周知を行う。  
（掲載 URL：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/105/higashihiroshima-juuran.html>）